ユネスコ職員候補者の募集について

日本ユネスコ国内委員会 事務総長 伊 藤 良 二

まえがき

ユネスコ職員候補者の募集については,昨年11月6日付(日ユ総004第135号)でお願いいたしましたが,今年後半にはユネスコ職員候補者に面接することが予定されており,また,いっそう多くの日本人がユネスコ職員となることが期待されていることにかんがみ,改めてユネスコ職員希望者を募集いたします.

ユネスコ事務局は、本庁がパリにあり、地方支分部局がいくつかの地域にあり、約2,000の職があります。そのほかに、発展途上国で勤務する職が約1,300あります。

いずれの職の在職者も、ユネスコ職員(国際公務員) としての身分が与えられ、その住務の遂行にあたって は、いかなる国の政府からも、またユネスコ以外のいか なる権力からも、訓令を求めたり受けたりしてはならな いことになっています。

以下、ユネスコ職員になることを志望する人びとのために、専門職員(Professional Category)から上のユネスコ職員の一般的な職務、住期、待遇、資格要件および任用までの手続きについて説明します。

1. ユネスコ職員の職務

ユネスコ職員には、主として行政事務に従事する者と、主として技術援助事務に従事する者とがあります. 技術援助職員は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカなどの発展途上国に常駐し、その国の政府や大学・研究所その他の機関に対して、教育・科学・文化・伝達に属する特定の専門事項に関して助言や指導を行なうことを主たる任務とします.

2. 任 期

最初の任期は,通常1~2年間です.行政職員の場合は,雇用契約を何回か更新したのちに,国際公務員として完全に適格であると認められた場合は,恒久雇用契約を結ぶことができ,そうなれば定年(60歳)まで勤務することもできます.

3. 待 遇

基本給の年額(1970年1月25日現行)は、最低 (P-1の1号俸)が6,200ドルで、最高(事務次長補)は2,723ドルです。技術援助職員の場合、初任給は、1,682ドルP-4の1号俸)または14,228ドル (P-5の1号俸)です。なお、基本給の額については、勤務地により、プラスまたはマイナスの調整があります。初任給は、次の通りです。

ユネスコ職員初任基本給年額

1970.1.23現行

職階	事務	局 長	部 長	専門職員				
	次長補	D -2	D -1	P -5	P -4	P-3	P –2	P -1
年 額	S	s	S	s	s	S	S	S
	22,723	18,846	16,074	14,228	11,682	9,666	7,955	6,200

手当額としては、赴任一時金、子弟教育扶助金、家族 手当などがあります。また、赴任時、離職時および帰国 休暇時(2年に1回)には航空運賃の支給があります。 その他、年次有給休暇が1か月当り2.5日あり、また医 療保険制度や職員年金制度もあります。

4. 資格要件

(1) 学 歴

自己の専門分野において、学士号以上の資格を有する ことが必要です。自然科学系統の場合は、博士号をもっ ていることが望まれています。

(2) 職 歴

行政職員については、教育・科学・文化・伝達の分野における行政経験を必要とします。技術援助職員の場合は、大学卒業後、上記分野について相当の研究・教授歴をもっていることが必要です。専門職員の需要がある分野については、付録を参照してください。

(3) 語 学 力

技術援助職員の場合は,英語・仏語・西語のいずれかを用いて職務が遂行できることが必要です。行政職員の場合は,英仏語のうち一方の言語が堪能であり,かつ他方の言語についても,ある程度の知識をもっていることが必要です。

(4) 年 齢

定年が60歳なので、候補者は55~56歳ぐらいまでの人となります。技術援助職員候補の年齢の下限は、55歳ぐらいのようです。

5. 任用されるまで

(1) 応募

ユネスコ職員志望者には、まず、日本ユネスコ国内委員会所定の様式による英文履歴書を1通作成し、日本ユネスコ国内委員会に提出していただきます。受付随時.

(2) 資格審査

日本ユネスコ国内委員会は、書類審査、語学審査および面接審査を行ないます。

(3) ユネスコへの推薦

資格審査の結果、ユネスコ職員候補者として適格と認められれば、次に、ユネスコ国内委員会に提出していただきます。日本ユネスコ国内委員会は、当該候補者を日本政府(外務省)からユネスコに推薦する手続をとりま

す.

(4) 登 録

ユネスコ事務局は、加盟国が推薦した者を適格と認めれば、候補者として登録し、登録された候補者の履歴書は、2年間有効とされます。

(5) 任 用

ユネスコ事務局は、空席が生じたり職が新設されたり したときは登録された候補者の中から最も適当と認める 者を、本人の承諾を得て任用します。もっとも、技術援 助職員については、登録された候補者の中から数名を選 んで受入国政府に提出し、その政府の承認を得た者を任 用します。

日本ユネスコ国内委員会には、ユネスコから毎月空席 月報が送られてきています。日本ユネスコ国内委員会 は、すでにユネスコに登録されている候補者のうち、あ る空席の職に適任に思われる者があれば、ユネスコ側の 注意を喚起したり、また新たに候補者をさがすなど、日 本人職員数をふやす努力をしています。

6. ユネスコ職員候補者の募集に関する照会先

100 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

文部省 日本ユネスコ国内委員会事務局総務課 電話 東京 (03) 581-1932

5月号正誤表

頁	欄	行	誤	訂 正	
	口絵口絵		Plof. J. Namaias Plof. J. Bjerknes	Prof. J. Namias Prof. J. Bjerknes	
264	左	3	異常水の特徴的~	異常水の特徴的~	
264	右	6	~からの風揚が最判~	~からの飛揚が最初	
表紙	4	8	非会員 100円	非会員 300円	